

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人香川こだま学園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費、日当を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 6 月 18 日から施行する。

社会福祉法人 香川こだま学園理事・監事・評議員名簿

役職名	氏 名	役職名	氏 名
理 事 長	原 貴美子	評 議 員	落合 司
理 事	竹内富美子	評 議 員	鎌田 基志
理 事	松本 修二	評 議 員	十河 秀敏
理 事	徳丸 築	評 議 員	多田 哲男
理 事	多田 弘美	評 議 員	松田 美穂
理 事	宮本 吉朗	評 議 員	松原 正子
業務執行理事	大森千代美	評 議 員	三谷 仁子
監 事	塩田 光夫	評 議 員	村上 昭史
監 事	光家 明		